

警備仕様書

< 門扉等解錠 >

委託者：公益財団法人神奈川県公園協会理事長(以下「甲」という。)

受託者：県立座間谷戸山公園を警備する会社(以下「乙」という。)

1. 警備対象地域及び物件

名称：県立座間谷戸山公園(以下「園内」という。)

所在地：神奈川県座間市入谷東 1丁目地内

2. 警備目的

公園の維持管理を円滑に行う為、公園所有の門扉の解錠を行うことを目的とする。

3. 任務

前項の目的を達する為、乙は次の任務にあたるものとする。

- ① 乙は施設の開閉・解錠業務を業務担当時間内に行う。
 - 公園駐車場入口の門扉3箇所(東口・北口・多目的広場)
 - 園内4箇所(北口・西口・東口広場・多目的広場)の多目的トイレ
 - ログハウス入口及び長屋門(ログハウスは12月29日～1月3日まで開放しない)
 - 野鳥観察小屋(上)及び(下)の飼と解錠
- ② 緊急時には関係先へ連絡を行う。
- ③ 業務終了後に報告を行う。
- ④ その他甲が業務上必要と認めた業務を行う。

4. 乙の業務

- ① 乙は警備対象に対し、業務担当時間内に解錠を実施する。
- ② 解錠中警備対象に於ける事故の発生を発見した時、又は事故防止の為必要がある時は直ちに現場に於いて臨機の処置を講じ、その拡大防止にあたる。
- ③ 事故発生の際は必要に応じて関係機関へ通報すると共に、甲が予め提供した緊急連絡先へ通報する。
- ④ 北口、東口及び多目的駐車場の閉門時間に車両があり、人がいる場合は閉門を知らせ人の不在時には甲が準備した「閉門を知らせる」用紙を分かりやすい所に挟む。

5. 警備内容

① 実施期間： 令和7年4月1日 ～ 令和9年3月31日 毎日(2年間)

② 実施人数： 1名

③ 実施時間：

閉門	4/1～3/31	7:00までに閉門(6:00から7:00)
	4/1～10/31	18:00から閉門(18:00から19:00)
	11/1～3/31	17:00から閉門(17:00から18:00)
ホタル観賞期	閉門	6/1～6/30 21:00に閉門(北口・東口駐車場のみ)
野鳥観察小屋	閉門	5/1～8/31 7:00までに閉門(6:00から7:00)

6. 警備運営上の権限

甲は乙に対し、警備業務遂行の為に必要な警備上の権限を付与するものとする。

7. 警備対象物件の緊急連絡先名簿の提出

- ① 甲は乙に対し、予め緊急連絡先名簿を提出する。
- ② 緊急連絡先名簿に変更があるときは、遅延なくその都度文書をもって通知する。

8. 鍵の管理

乙は甲から預託された鍵の管理は厳重に行わなければならない。もし、紛失又は破損した場合、甲に報告し、現状回復の負担をするものとする。

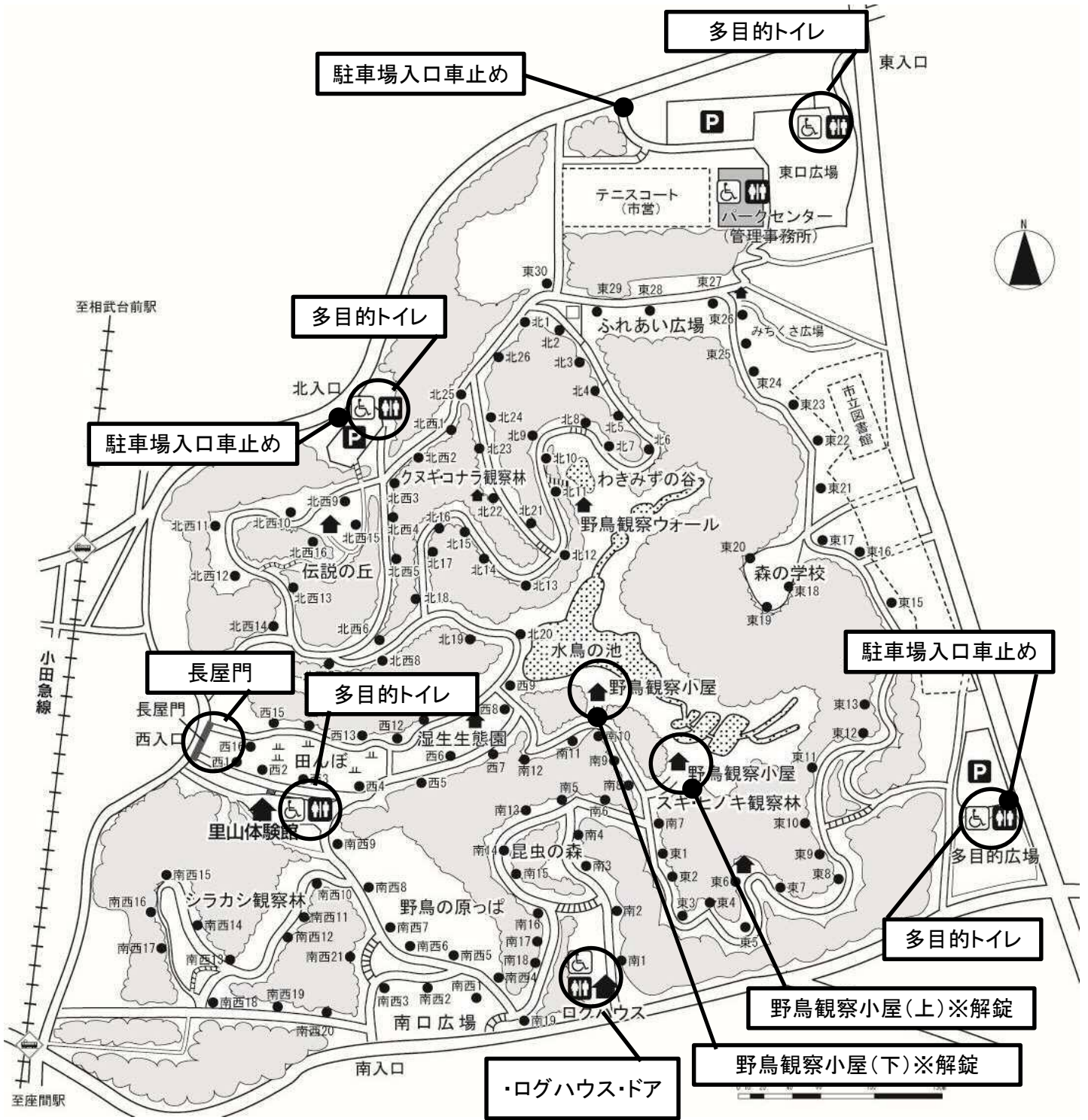
9. 補償

契約警備期間中に乙の責めにより、甲の施設、備品等に損害を受けた場合、損害補償は乙の保険による対応を主とする。

10. 協議

その他検討を要すべき事項が生じた時は、甲乙協議の上定めるものとする。

門扉等解錠(県立座間谷戸山公園)



県立座間谷戸山公園管理事務所 殿

園長	副園長	受付

会社名
住所
TEL
FAX

門扉等解施錠報告書

勤務者 及び 勤務日時	開錠	令和 年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分					
	氏名						
	施錠	令和 年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分					
	氏名						
1. 一般事項							
門及び建屋の開閉状況	場 所	東入口	北入口	多目的入口	ログハウス	長屋門	
	開錠時	:	:	:	:	:	
	施錠時	:	:	:	:	:	
不除去車両	台	台	台	台	台	台	
トイレの解施錠状況	場 所	東男子トイレ	東女子トイレ	北男子トイレ	北女子トイレ	多目的トイレ	西口トイレ
	開錠時	:	:	:	:	:	:
	施錠時		:	:	:	:	:
2. 一般事項							
3-1. 特記事項、施設の破損等状況							
3-2. 警備会社が行った処置等							
4. 備 考							

警 備 仕 様 書

< 夜間巡回警備 >

委託者：公益財団法人神奈川県公園協会理事長(以下「甲」という。)

受託者：県立座間谷戸山公園を警備する会社(以下「乙」という。)

1. 警備対象地域及び物件

名称：県立座間谷戸山公園(以下「園内」という。)

所在地：神奈川県座間市入谷東 1丁目地内

2. 警備目的

乙は警備業法等に基づき、警備業務対象施設における火災、盗難及び破壊行為等のあらゆる事故の発生を警戒し、防止することにより、園内施設の保全と安全を確保することを目的とする。

3. 任務

前項の目的を達するために次の各号に掲げる行為を行う。

- ① 園内施設の巡回警備業務に関すること。
- ② 緊急時の関係先への報告に関すること。
- ③ その他甲が業務後の報告に関すること。
- ④ その他甲が業務上必要と認めたこと。

4. 警備方法

巡回警備業務：2名1組

5. 警備実施期間

令和7年4月1日～令和9年3月31日まで

6. 警備実施回数、時間

- ① 実施回数：4月～9月：週4回、甲・乙協議により指定する日。
10月～3月：週3回、甲・乙協議により指定する日。
年末 年始：この期間の6日間を含む。
- ② 実施時間：22:00～24:00 の間にランダムに実施する。

7. 警備実施要領

- ① 乙は警備対象に対し、業務担当時間内に巡回警備を実施する。
- ② 巡回中警備対象に於ける事故の発生を発見した時、又は事故防止の為必要がある時は直ちに現場に於いて臨機の処置を講じ、その拡大防止にあたる。
- ③ 事故発生の際は必要に応じて関係機関へ通報すると共に、甲が予め提供した緊急連絡先へ通報する。
- ④ 巡回経路は別紙の通りとする。
- ⑤ 巡回時はGPSロガー(別紙資料参照)を装備し、巡視経路をマップ(Googleマップ等)に図示し、公園宛メールに巡視翌日の9:00までに送付すること。
※座間谷戸山公園メールアドレス：zamayatoyama@kanagwa-park.or.jp

8. 警備運営上の権限

甲は乙に対し、警備業務遂行の為に必要な警備上の権限を付与するものとする。

9. 警備対象物件の緊急連絡先名簿の提出

- ① 甲は乙に対し、予め緊急連絡先名簿を提出する。
- ② 緊急連絡先名簿に変更があるときは、遅延なくその都度文書をもって通知する。

10. 補償

契約警備期間中に乙の責めにより、甲の施設、備品等に損害を受けた場合、損害補償は乙の保険による対応を主とする。

11. 協議

その他検討を要すべき事項が生じた時は、甲乙協議の上定めるものとする。

警 備 仕 様 書

< 年 末 年 始 警 備 >

委託者：公益財団法人神奈川県公園協会理事長(以下「甲」という。)

受託者：県立座間谷戸山公園を警備する会社(以下「乙」という。)

1. 警備対象地域及び物件

名称：県立座間谷戸山公園(以下「園内」という。)

所在地：神奈川県座間市入谷東 1丁目地内

2. 警備目的

公園の維持管理を円滑に行う為、年末年始の特別警備業務を行うことを目的とする。

3. 任務

前項の目的を達するために次の各号に掲げる行為を行う。

- ① 里山体験館及び管理事務所に待機し、非常事態に備えること。
- ② 園内を定期的に巡回し、危険行為等の発見に従事すること。
- ③ 緊急時の関係先への報告に関すること。
- ④ 業務実施後の報告に関すること。
- ⑤ その他甲が業務上必要と認めたこと。

4. 警備方法

特別警備業務：2名

- ① 園内の定期巡回(3回/日)。
- ② 施設の解施錠点検等。(門扉等解施錠は別途仕様書による)
- ③ 施設の点検等。
- ④ 便所トイレトペーパーの補充等。
- ⑤ 便所の簡単な掃除等。

5. 警備実施時間

- ① 実施日数：令和7年12月29日～令和8年1月3日までの(6日間)
令和8年12月29日～令和9年1月3日までの(6日間)

- ② 実施時間等：昼間 8:30～17:30(拘束9時間)
夜間 巡回警備1回
(夜間巡回警備及び門扉等解施錠は別途仕様書による。)

6. 警備実施要領

- ① 乙は警備対象に対し、業務担当時間内に特別警備業務を実施する。
- ② 警備業務中に於ける事故の発生を発見した時、又は事故防止の為必要がある時は直ちに現場に於いて臨機の処置を講じ、その拡大防止にあたる。
- ③ 事故発生の際は必要に応じて関係機関へ通報すると共に、甲が予め提供した緊急連絡先へ通報する。
- ④ 午前9時・午後2時・夜間22時以降の3回定期的に巡回し、事故防止にあたる。
巡回は巡回警備仕様書に準じて行う。
なお、午前及び午後の巡視時、3箇所の駐車場の駐車台数を把握し、日報に記載する。

7. 警備運営上の権限

甲は乙に対し、警備業務遂行の為に必要な警備上の権限を付与するものとする。

8. 警備対象物件の緊急連絡先名簿の提出

- ① 甲は乙に対し、予め緊急連絡先名簿を提出する。
- ② 緊急連絡先名簿に変更があるときは、遅延なくその都度文書をもって通知する。

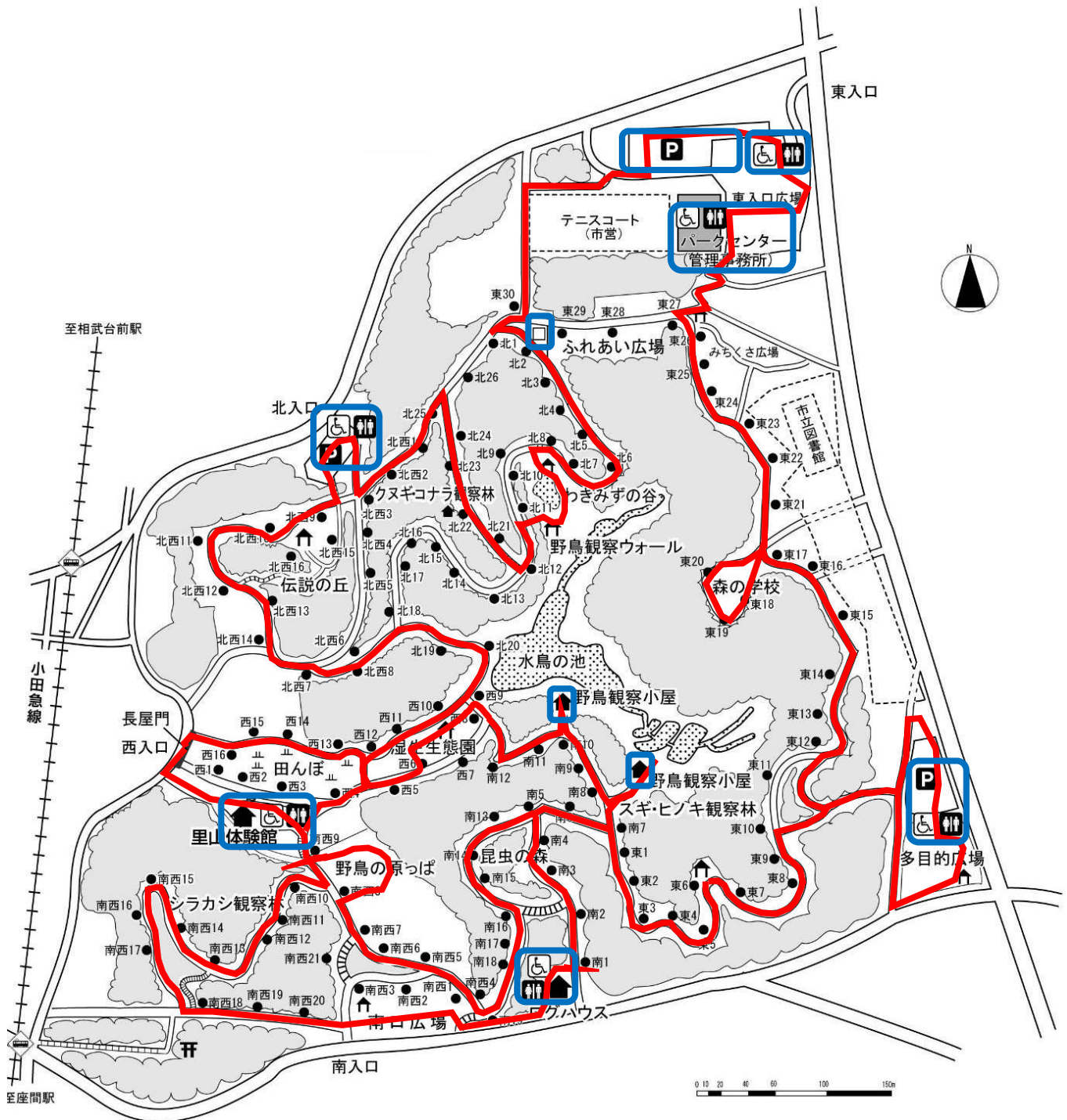
9. 補償

契約警備期間中に乙の責めにより、甲の施設、備品等に損害を受けた場合、損害補償は乙の保険による対応を主とする。

10. 協議

その他検討を要すべき事項が生じた時は、甲乙協議の上定めるものとする。

座間谷戸山公園 巡回警備（パトロール）経路マップ



重点点検施設

- ・建物： 里山体験館、作業倉庫、ログハウス、パークセンター、野鳥観察小屋2箇所、プレハブ倉庫
- ・トイレ： 西口トイレ、多目的広場トイレ、東口トイレ、北口トイレ
- ・駐車場： 多目的広場駐車場、東口駐車場、北口駐車場

令和7年度 夜間巡回警備 計画表(2025)

県立座間谷戸山公園

4月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	回数
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
		○		○	○		○		○	○	○		○		○	○		○		○		○	○		○		○		○	○	18

5月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	回数
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
		○		○		○	○		○		○		○	○		○		○		○		○		○		○	○		○	○	17	

6月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	回数
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
	○		○		○	○		○		○		○		○	○		○		○		○		○	○		○		○		○	17

7月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	回数
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
		○		○	○		○		○	○	○		○		○	○		○		○		○	○		○			○		○	○	18

8月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	回数
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
	○		○		○	○		○		○		○	○		○		○		○		○		○		○	○		○		○	○	18

9月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	回数
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
		○	○		○		○		○	○		○		○		○		○		○		○	○		○		○		○	○	17

10月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	回数
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
	○		○			○		○		○		○			○		○		○		○		○				○		○		○	13

11月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	回数	
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日		
	○		○			○		○		○			○		○		○			○		○		○			○		○		○	13

12月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	回数
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
	○		○		○		○			○		○			○		○			○		○		○			○		○	○	○	15

1月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	回数	
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	水	
	○	○	○			○		○		○			○		○		○			○		○		○		○		○		○	○	15	

2月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	回数		
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土			
	○			○		○			○		○		○		○			○		○			○		○		○				12

3月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	回数
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
			○		○		○			○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○	○	13

合計日数 186

令和8年度 夜間巡回警備 計画表(2026)

県立座間谷戸山公園

4月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	回数
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
		○		○	○		○		○		○		○		○	○		○		○		○	○		○		○		○	○	17

5月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	回数
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
		○		○		○	○		○		○		○	○		○	○		○		○		○		○		○		○	○	○	18

6月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	回数
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
			○		○	○		○		○		○		○	○			○	○		○		○	○		○		○		○	16

7月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	回数
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
		○		○	○		○		○		○		○		○	○		○		○		○		○		○		○		○	○	17

8月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	回数
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
	○	○		○		○		○	○		○	○		○		○		○		○		○	○		○		○		○	○	○	18

9月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	回数
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
	○		○		○	○		○		○	○		○		○		○	○		○		○		○		○	○		○		17

10月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	回数
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
	○			○		○			○		○			○		○		○		○		○		○	○		○		○		○	13

11月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	回数
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
	○		○			○		○		○			○		○		○			○		○		○		○			○		13

12月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	回数
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
			○		○		○			○		○		○		○		○		○		○		○		○		○	○	○	○	15

1月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	回数
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
	○	○	○	○		○		○		○			○		○		○			○		○		○		○			○		○	16

2月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	回数	
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日		
		○		○			○		○				○		○			○		○				○		○				11

3月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	回数
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
	○			○		○		○			○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○	14

合計日数 185

公園等維持運営管理

工事等業務共通仕様書

(公財) 神奈川県公園協会

目 次

第 1 章 総 則

第 1 節 一般事項	3
第 2 節 着 手	3
第 3 節 工事等業務の適正化	4
第 4 節 完 了	5
第 5 節 検 査	5

第 2 章 警 備

第 1 節 園内警備	6
------------------	---

第 1 章 総 則

第 1 節 一 般 事 項

1. 1. 1 適 用 範 囲

- (1) この仕様書は、公益財団法人神奈川県公園協会が発注する請負工事又は委託業務（以下「工事等業務」という。）に適用する。
- (2) 工事等業務は、それぞれの種別に応じ、本仕様書の定める仕様に従い施行する。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、「(財)神奈川県公園協会一公園管理の手引き」による。
- (4) 同一種別の仕様について本仕様書の定めと特記仕様書の定めが異なるときは、特記仕様書の定める仕様に従い施行する。

1. 1. 2 費 用 負 担

- (1) 材料、業務の検査及び検査の立会い並びに官公署等への届出手続に必要な費用は、受託者の負担とする。

1. 1. 3 法令等の遵守及び手続の代行

- (1) 業務施行にあたっては関係する法令、条例及び規則などを遵守し、作業の円滑な進捗を計ること。又官公署等への必要な届出手続等はすみやかに処理しなければならない。
- (2) 業務施行に関して、関係官公署、付近住民、利用者と交渉を要するとき、又交渉を受けたときは、すみやかに担当者(監督員)と協議し、その決定に従い実施する。

1. 1. 4 軽微な変更

- (1) 現地の状況などにより、作業位置あるいは方法を多少変更するなど、軽微な変更は担当者(監督員)と協議の上施行する。

1. 1. 5 関係書類の提出

- (1) 受託者は別に定める様式に基づき、担当者(監督員)が指示する期日までに関係書類を提出し承認を受ける。

1. 1. 6 疑義の解釈

- (1) この仕様書に定める事項について疑義を生じた場合の解釈及び本作業の細目については担当者(監督員)の指示に従う。

第 2 節 着 手

1. 2. 1 作業の着手

- (1) 作業の着手は原則として、契約の日の翌日から起算して7日以内に行う。ただし、作業内容により時期が指定されている場合は担当者(監督員)の指示に従う。

1. 2. 2 作業の着手

- (1) 受託者は、契約締結後7日以内に作業工程表を添付した着手届を提出する。

第3節 工事等業務の適正化

1. 3. 1 施行管理

- (1) 受託者は作業工程表により適正な施行管理を行うものとする。
- (2) 現行の作業工程表に変更が生じ、その内容が重要な場合には、その都度変更した作業工程表を提出して担当者(監督員)の承認を受ける。
- (3) 受託者は、現地で作業した場合、作業内容、出面等を記載した作業日報(又は作業日誌)を提出する。
- (4) 特に施行時期の定められたもの及び施行時期を逸すると効果の期待できない作業について担当者(監督員)と事前に協議し、作業の進行をはかる。
- (5) 受託者は、工事等業務施行の都合上、休日又は夜間に作業を行う必要がある場合は、予め担当者(監督員)に承諾を得、必要があれば関係部署に手続きをする。
- (6) 受託者は、工事等業務の施行にあたり周辺居住環境の維持保全とあわせて、園内に生息する動植物等自然環境面の保全に十分配慮する。
- (7) 受託者は、工事等業務の中、周辺住民や利用者から苦情又は意見等があったときは、丁寧に対応し、直ちに担当者(監督者)に報告する。

1. 3. 2 材料一般

- (1) 作業用材料は、すべて担当者(監督員)の検査を受け、合格したもののみ使用し、検査に不合格のものは、ただちに搬出する。

1. 3. 3 支給材料

- (1) 受託者は、支給材料を受け取った時は「支給材料受領書」の提出その他所定の手続きをとる。
- (2) 受託者は、支給材料を支給場所から現場に運搬し、適切な管理のもとに保管する。

1. 3. 4 発生材料

- (1) 発生材料は、数量を確認し「発生材報告書」に記入し、所定の手続きをとる。発生材の運搬処理については、処理方法が指定されているものを除き、担当者(監督員)の指示に従う。

1. 3. 5 作業用機械器具等

- (1) 作業用の機械器具、道具類は、各作業に適するものを使用する。担当者(監督員)が不相当と認めた時は、取り替えを指示することがある。

1. 3. 6 現場の安全管理

- (1) 作業の施行にあたっては、来園者等に危険のないように充分注意して行う。
- (2) 作業の施行にあたり、施設、樹木等を損傷しないよう十分注意して施行する。万一損傷した場合は受託者の負担で原型に復する。
- (3) 受託者は、人身事故、災害又は第三者に損害を与える事故等が発生した場合は、応急処置を講ずるとともに事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容等について、遅延なく担当者(監督員)に報告する。
- (4) 受託者は、工事等業務現場に関係者以外の者の立入りを禁止する必要がある場合は、板囲い、ロープなどにより立入り禁止の表示をする。

1. 3. 7 実施記録写真

(1) 受託者は担当者(監督員)より実施記録写真の撮影を指示された時は、作業ごとに、施行状況写真を撮影、整理し、担当者(監督員)の確認を受ける。

なお、写真はカラーとし、作業の実施前、実施後の状態をそれぞれ同じ位置、同じ方向から撮影する。

1. 3. 8 作業の確認

(1) 受託者は、作業の確認を要する時点において、担当者(監督員)の作業実施確認を受ける。

(2) 日々の作業が完了し確認が必要なトイレ清掃や警備業務等にあつては作業日報(又は作業日誌)及び現地において担当者の確認を受ける。

第 4 節 完 了

1. 4. 1 後 片 づ け

(1) 受託者は作業の完了に先立ち、すみやかに不要材料を整理処分する。

1. 4. 2 作業の完了

(1) 受託者は作業の完了後すみやかに書類を点検整備し、所定の手続きをとる。

第 5 節 検 査

1. 5. 1 検査の種別

(1) 完成検査は、工事等業務が完成したときに行う。

(2) 出来形検査は、工事等業務の既成部分について部分払いをするために行う。

1. 5. 2 検査の実施

(1) 受託者は、完成検査、出来形検査にあたっては現場責任者又は現場代理人を立ち合わせる。

(2) 受託者は、検査のため必要な資料の提出、測量、その他の処置について検査員及び担当者(監督員)の指示に従う。

第 2 章 警 備

第 1 節 園 内 警 備

2. 1. 1 一般事項

(1) 警備受託者は、警備責任者を定め、常に当該公園の警備員(現地警備員)の監督にあたり緊密な連絡をとらなければならない。

2. 1. 2 現地警備員

(1) 現地警備員は、一日の業務を終了したときは作業日報(又は作業日誌)を作成し当該公園管理事務所職員(公園職員)に報告し確認を受けるものとする。

(2) 現地警備員は、事故等緊急を要する事案に直面した場合、警備責任者の指示により適切に対処しなければならない。同時に、当該公園管理事務所緊急連絡体制により公園職員に報告しなければならない。

(3) 現地警備員は、警備受託者の定めた服装を着用し、服装は常に清潔端正でなければならない。

(4) 現地警備員は、担当業務に精通するとともに、常に規律を守り品位を保たなければならない。

(5) 現地警備員は、作業にあたって、当該公園管理事務所の業務に支障のないよう十分に注意しなければならない。